

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン (毎月決算型)

追加型投信／海外／債券



ご購入の際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは



岡三オンライン証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第52号
加入協会：日本証券業協会／一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人金融先物取引業協会

■ 設定・運用は

三菱UFJ国際投信

三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ともに、その先へ。

ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色 1

日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし分散投資を行います。

- ◆ 日本を除くアジア諸国・地域への投資は、原則として当ファンドの純資産総額の50%以上とします。
- ◆ ソブリン債券・準ソブリン債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

【ソブリン債券】

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。

また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する国際機関債のほか、当ファンドにおいてはオーストラリア、ニュージーランドの州(地方)政府債等もソブリン債券に含まれます。

【準ソブリン債券】

政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

■ 現在の投資先 (2018年7月31日現在)



※主要投資対象国・地域は外務省が定義する「アジア」および「大洋州」から選定しており、上記の他、中国・香港が含まれます。
※資金管理目的で、主要投資対象国・地域以外のソブリン債券(米国債券等)に一部投資することもあります。
※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

- ◆ 自国通貨建債券のほか、米ドル建債券等の外国通貨建債券にも投資します。

特色

2

ソブリン債券・準ソブリン債券からの安定した利子収入の確保および
信託財産の成長を目指して運用を行います。

債券戦略

- 債券見直し(金利水準・金利見直し・信用力等)を考慮し、投資を行います。
利子収入期待の高い国・地域の債券への投資配分を高めます。

通貨戦略

- 為替見直しを考慮し、投資を行います。
通貨上昇期待の高い通貨への投資配分を高めます。
- ◆ 直物為替先渡取引(NDF)等を活用し、為替差益の獲得を目指すことがあります。

【直物為替先渡取引(NDF)】

一種の外国為替先渡取引であり、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、取引時に決定した取引レートと決済レートの差および元本により計算した額を、米ドル等に換算して、受け渡しを行う取引です。

- ・ 為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制等で機動的に為替予約取引を行えないことがあり、その場合、NDFを活用します。
- ・ NDFの取引価格は、為替予約取引とは異なり、規制等により裁定が働かない場合があるため、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。

■ 主な収益の源泉



- ◆ 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色

3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月7日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。
(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。後記「収益分配金に関する留意事項」をご覧ください。

■ ファンドのしくみ：ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

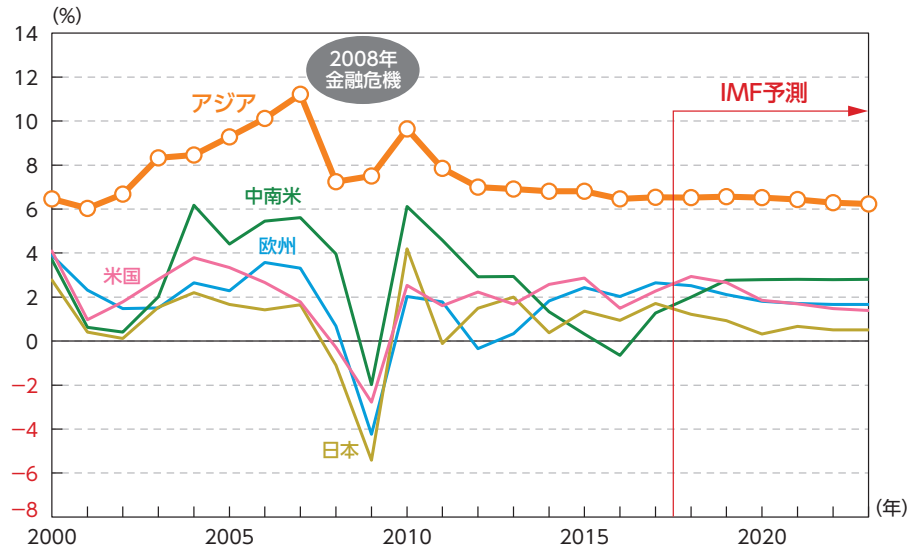
なお、当ファンドはアジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンドを通じて実質的な運用を行います。

アジア・パシフィックの債券投資の魅力

◎ 今後も高成長が期待されるアジア経済

2000年以降、アジアは欧米だけでなく、新興国の多い中南米を大きく上回る経済成長を続けてきました。今後も、アジアは相対的に安定した高い経済成長が続くと期待されています。

■ 実質GDP成長率の推移(期間:2000年~2023年)

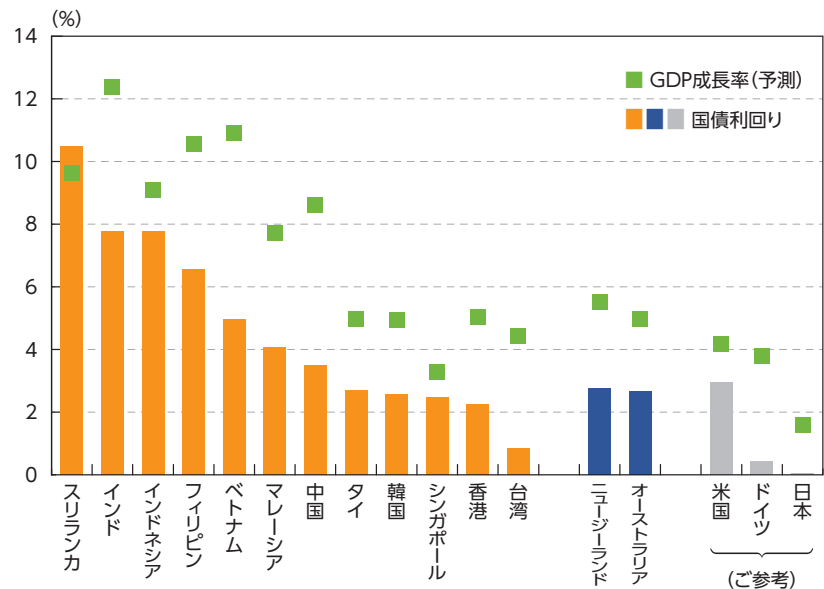


アジア、中南米、欧州の分類は以下のIMFの定義によります。一部IMF推計値を含みます。
 (アジア:Emerging and Developing Asia、中南米:Latin America and the Caribbean、欧州:European Union)
 (出所)IMF World Economic Outlook Database April 2018のデータを基に三菱UFJ国際投信作成

◎ 高成長期待を背景とした高い金利水準

一般的に、経済成長率が高い国は、金利水準も高い傾向があります。今後も高成長が期待されるアジア・パシフィックの国・地域は、魅力ある投資対象と考えられます。

■ 国債利回りとGDP成長率(予測) (2018年7月末現在)



上記の国債利回りは、各国・地域の自国通貨建10年国債の利回りを使用しており、ファンドの実際のポートフォリオ利回りとは異なります。各資産は為替やその他の特性を考慮しておらず、利回りだけで単純に比較できるものではありません。GDP成長率(予測)は、IMFが予測する各国・地域の2018年~2022年の5年間の名目GDPの平均成長率を使用しています。(出所)IMF World Economic Outlook Database April 2018、Bloombergのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

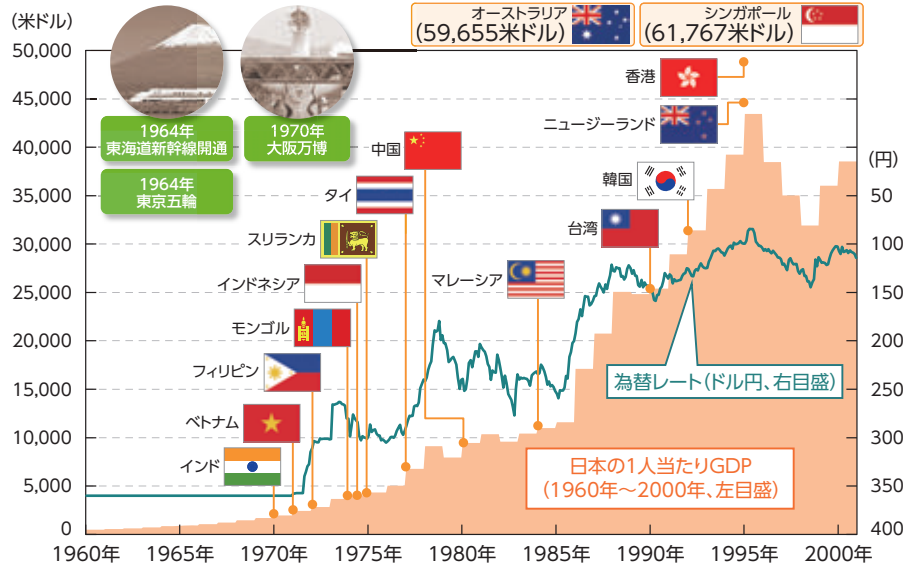
経済成長に伴う、通貨上昇期待

アジアは今、かつての日本の
高度経済成長期をたどり、
さらに大きな飛躍を遂げつつ
あります。

日本がかつて経験した、
「経済成長 → 通貨上昇」が
アジアでも起こることが期待
されます。

本資料での一部の写真はイメージ
です。

■ アジア・パシフィックの1人当たりGDP(2018年)と日本の成長の軌跡



アジア・パシフィックの1人当たりGDPは、2018年の名目GDP (IMF予測値) の水準です。日本の1人当たりGDPは、1960年～1979年までは国内総
支出を人口で除した値(米ドルは1970年以前は1米ドル=360円で換算しています。)、それ以降はIMFデータを使用しています。為替レートは1960
年～2000年の月末値です。

(出所) Bloomberg, IMF World Economic Outlook Database April 2018, 内閣府「国民経済計算」、総務省「人口推計」のデータを基に
三菱UFJ国際投信作成

上昇傾向にあるアジアの格付け

■ アジア・パシフィックの国債の格付け

アジア諸国・地域の多くは、対
外債務の縮小や、外貨準備の
積み上げにより、国際金融市
場の混乱などのショックに強
くなっています。こうした改善
が評価され、アジア諸国・地域
の外貨建長期債務格付けは
上昇傾向にあります。

	自国通貨建長期債務格付け			外貨建長期債務格付け		
	2000年初	2018年7月末		2000年初	2018年7月末	
シンガポール	AAA	AAA	→	AAA	AAA	→
香港	A+	AA+	↑	A	AA+	↑
台湾	AA+	AA-	↓	AA+	AA-	↓
韓国	A	AA	↑	BBB	AA	↑
中国	BBB	A+	↑	A-	A+	↑
マレーシア	A	A	→	BBB	A-	↑
タイ	A-	A-	→	BBB-	BBB+	↑
フィリピン	BBB+	BBB	↓	BB+	BBB	↑
インド	BBB	BBB	→	BB	BBB	↑
インドネシア	B-	BBB	↑	B-	BBB	↑
ベトナム	BB(*1)	BB-	↓	B+	BB-	↑
モンゴル	B	B-	↓	B	B-	↓
スリランカ	BB-(*2)	B+	↓	B+(*2)	B+	→
オーストラリア	AAA	AAA	→	AA+	AAA	↑
ニュージーランド	AAA	AAA	→	AA+	AAA	↑

(*1) 2002年5月時点、(*2) 2005年12月時点

基準日現在の主要投資対象国・地域を対象として作成しています。格付けはMoody'sとS&Pの格付けのうち、上位の格付けをS&Pの表示方法で
表記しています。今後、各国の政治経済環境により格付けは変更されることがあります。

(出所) Bloombergのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

アジア・パシフィックの債券投資の魅力

収益性と安定性に優れたアジア・パシフィックの債券

■ 各資産の推移(円ベース) (期間:2004年12月末~2018年7月末)

高い経済成長を背景に、アジア・パシフィックの株式・債券は相対的に高い収益をあげてきました。なかでもアジア・パシフィック債券は、金融危機前後に大きく下落したアジア・パシフィック株式と比較して、安定性にも優れています。



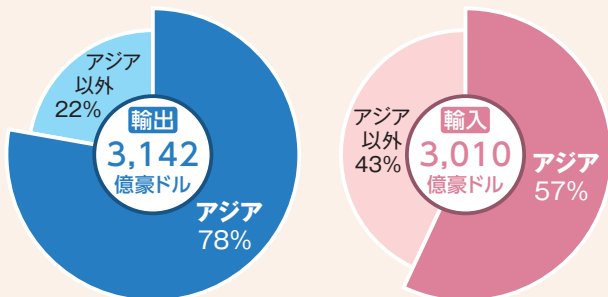
アジア・パシフィック債券はJPモルガンGBI-EMブロード・アジア(円ベース)、FTSEオーストラリア国債インデックス(円ベース)、FTSEニュージーランド国債インデックス(円ベース)に2004年12月末以降80:10:10で投資した場合の合成指数
 上記は指数を使用しており、ファンドの運用実績を示すものではありません。指数については【本資料で使用している指数について】をご覧ください。
 計測期間が異なる場合は、結果も異なる点にご注意ください。
 (出所) Bloombergのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

パシフィック諸国 アジアとの密接なつながり

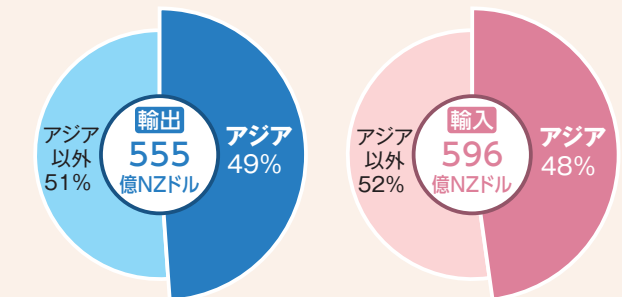
パシフィック諸国は、活発な貿易を通じてアジアとの密接な結びつきがあります。

■ 地域別輸出入(期間:2017年7月~2018年6月)

オーストラリア



ニュージーランド



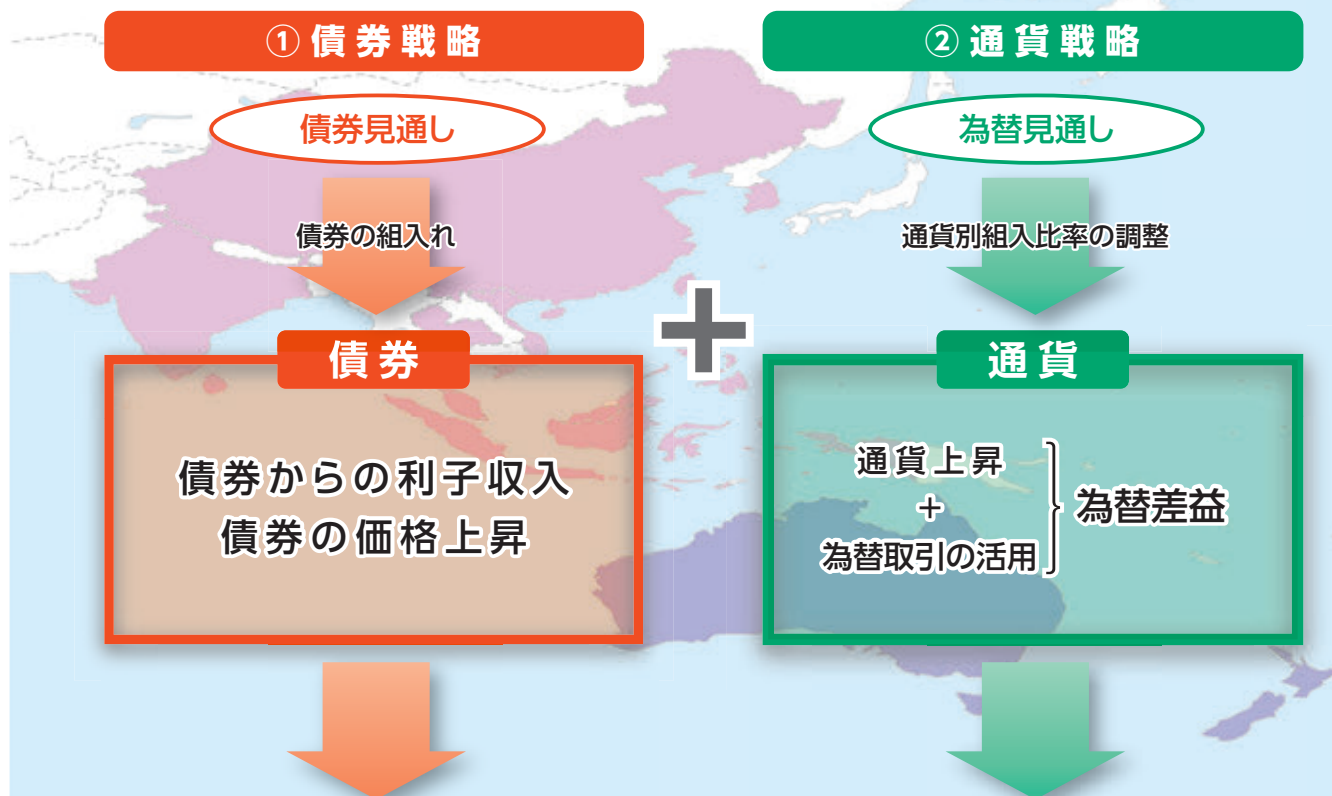
アジアは外務省の定義に基づき算出しています。四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
 (出所) オーストラリア統計局、ニュージーランド統計局のデータを基に三菱UFJ国際投信作成

【本資料で使用している指数について】

- **世界債券:** FTSE世界国債インデックス(円ベース) FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
 - **FTSEオーストラリア国債インデックス(円ベース)** FTSEオーストラリア国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、オーストラリア国債の総合収益率を指数化した債券インデックスです。
 - **FTSEニュージーランド国債インデックス(円ベース)** FTSEニュージーランド国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、ニュージーランド国債の総合収益率を指数化した債券インデックスです。
- FTSEの各指数のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- **世界株式:** MSCI ワールド インデックス(円換算ベース) MSCI ワールド インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。MSCI ワールド インデックス(円換算ベース)は、MSCI ワールド インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。
 - **アジア・パシフィック株式:** MSCI オールカントリー・アジア・パシフィック インデックス(除く日本 円換算ベース) MSCI オールカントリー・アジア・パシフィック インデックス(除く日本)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除くアジア・パシフィック地域の先進国・新興国で構成されています。MSCI オールカントリー・アジア・パシフィック インデックス(除く日本 円換算ベース)は、MSCI オールカントリー・アジア・パシフィック インデックス(除く日本 米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。
- MSCIの各指数に対する著作権およびその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- **JPモルガンGBI-EMブロード・アジア(円ベース)** JPモルガンGBI-EMブロード・アジアとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している現地通貨建てのアジアの新興国国債のパフォーマンスを表す指数です。
- J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーの指数、「信用格付会社等の提供する格付け等の情報」に関する免責事項等については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/other/disclaimer.html>)でご確認ください。

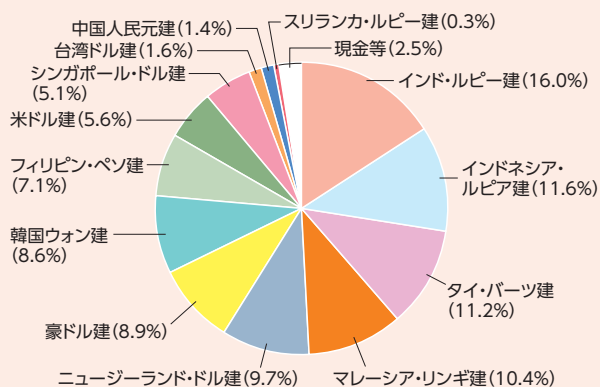
アジア・パシフィックの成長を債券・為替の両面から捉える戦略

当ファンドは、**債券見通し**に基づき債券の組入れを行います(①債券戦略)。
また、**為替見通し**に基づき通貨別組入比率の調整を行います(②通貨戦略)。
これらを分けて運用することにより、債券からの収益機会と、
為替による収益機会の両方の拡大を狙った運用を行うことが可能になります。

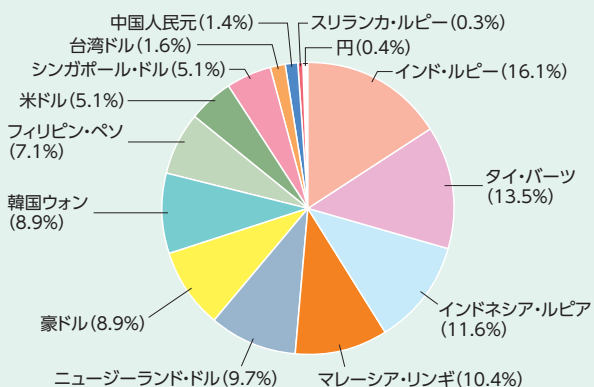


上の①②の戦略によって2018年7月31日現在、当ファンドの債券組入比率(通貨別)と通貨組入比率(為替取引考慮後)は、
下図のようになっています。
最新の運用実績は委託会社のホームページ等にてご確認いただけます。

■ 債券組入比率(通貨別)

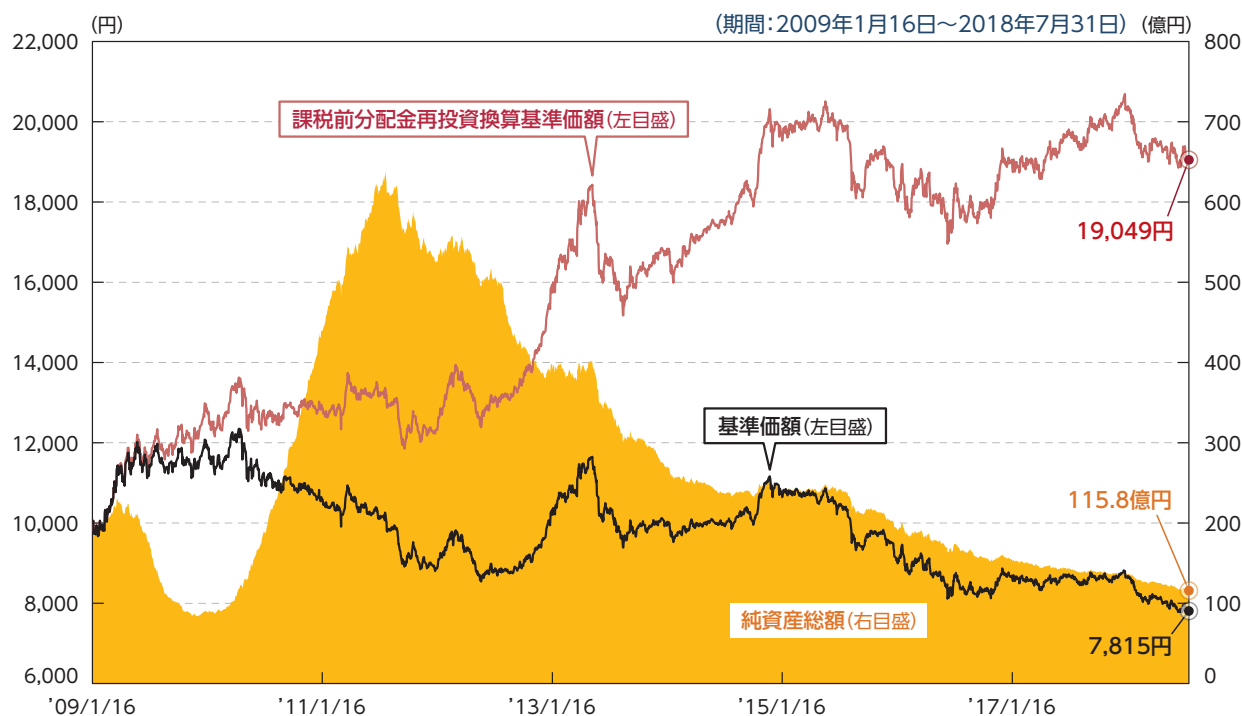


■ 通貨組入比率(為替取引考慮後)



比率とは、当ファンドの純資産に対する比率(未取利息等を含みます。)であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。現金等は為替損益等を含みます。
四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
債券組入比率(通貨別)と通貨組入比率(為替取引考慮後)は、為替取引等の影響により一致しません。

基準価額・純資産の推移



課税前分配金の推移 (1万口当たり)

'09/4-'09/7	'09/8-'10/4	'10/5-'11/7	'11/8-'12/7	'12/8-'13/3	'13/4-'16/8	'16/9-'18/7	設定来累計
60円	100円	120円	100円	60円	75円	50円	8,845円

- 基準価額(1万口当たり)は、信託報酬控除後のものです。
- 課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、三菱UFJ国際投信が公表している基準価額とは異なります。
- 収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

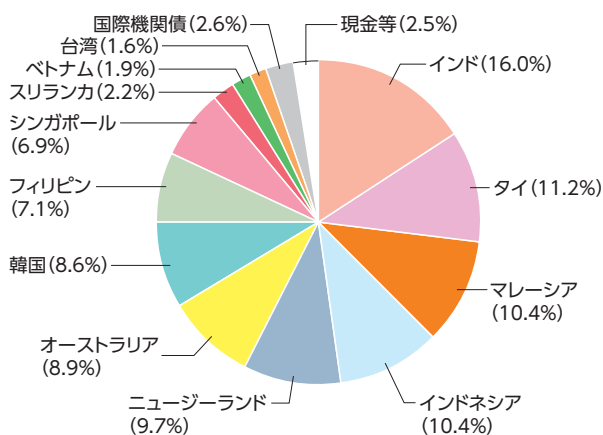
2018年7月31日現在

ポートフォリオ構成

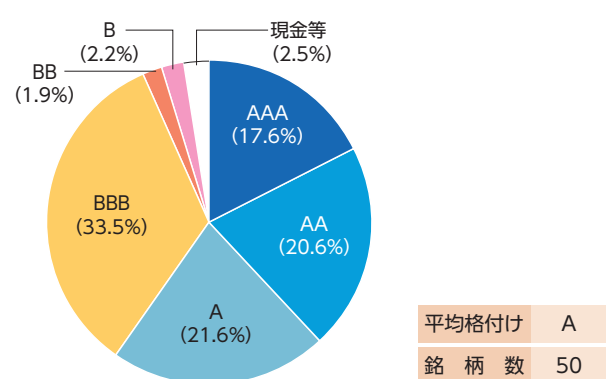
(通貨別)	通貨別債券 組入比率	債券			デュレーション (*1)	平均終利 (*2)	平均直利 (*3)	為替取引等	通貨別組入比率 (為替取引考慮後)
		国債	国際機関債	その他債券					
豪ドル	8.9%	2.6%	—	6.3%	7.8	2.9%	3.1%	+0.0%	8.9%
ニュージーランド・ドル	9.7%	2.1%	—	7.6%	7.1	3.3%	4.2%	-0.0%	9.7%
韓国ウォン	8.6%	8.6%	—	—	0.1	1.5%	5.7%	+0.3%	8.9%
シンガポール・ドル	5.1%	5.1%	—	—	9.1	2.5%	2.9%	-0.0%	5.1%
台湾ドル	1.6%	1.6%	—	—	1.1	0.5%	1.4%	-0.0%	1.6%
インドネシア・ルピア	11.6%	10.4%	1.2%	—	6.7	7.9%	7.4%	-0.0%	11.6%
マレーシア・リンギ	10.4%	10.4%	—	—	7.3	4.2%	4.2%	-0.0%	10.4%
フィリピン・ペソ	7.1%	7.1%	—	—	8.1	5.8%	5.6%	-0.0%	7.1%
タイ・バーツ	11.2%	11.2%	—	—	3.5	1.7%	1.4%	+2.2%	13.5%
中国人民元	1.4%	—	1.4%	—	2.1	3.7%	2.9%	-0.0%	1.4%
インド・ルピー	16.0%	16.0%	—	—	5.1	7.9%	7.9%	+0.1%	16.1%
スリランカ・ルピー	0.3%	0.3%	—	—	1.5	9.5%	9.3%	-0.0%	0.3%
米ドル	5.6%	1.9%	—	3.7%	3.2	4.7%	5.4%	-0.5%	5.1%
債券合計	97.5%	77.2%	2.6%	17.7%	—	—	—	—	—
現金等/円	2.5%	—	—	—	—	—	—	-2.1%	0.4%
計/平均	100.0%	—	—	—	5.5	4.4%	4.8%	—	100.0%
(債券先物)	(-0.1%)								

組入比率

■ 国別・地域別債券組入比率



■ 格付け別組入比率



(出所) Bloombergのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

● 比率とは、当ファンドの純資産に対する比率(未収利息等を含みます。)であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。● ポートフォリオ構成は基準日現在のものであり、将来変更されることがあります。● 現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。現金等は為替損益等を含みます。● 四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。● 資金管理目的で、主要投資対象国・地域以外のソブリン債券(米国債券等)に一部投資することもあります。● デュレーションを調整するために、債券先物を使用する場合があります。● 格付けはMoody'sとS&Pの格付けのうち、上位の格付けをS&Pの表示方法で表記しています。なお、当該格付けがない場合には委託会社が相当とみなした格付けに含めて表示します。● 平均格付けとは、基準日時点で当該ファンドが保有している有価証券に係る信用格付けを加重平均したものであり、当該ファンドに係る信用格付けではありません。

【(*1)デュレーション】……………「金利が変動したときの債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標でもあります。一般に、満期までの残存期間が長い債券や利率が低い債券ほど、デュレーションの値が大きく、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなる傾向があります。

【(*2)平均終利(複利最終利回り)】… 償還日までの利子とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り(年率)をいいます。

【(*3)平均直利(直接利回り)】…………… 利子収入部分にのみ着目した利回り。債券価格に対する利子の割合(年率)をいいます。

上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域およびパシフィック諸国の通貨建等の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。また、当ファンドは一部の通貨について為替取引を行うことがあり、その場合は為替取引後の通貨の変動の影響を受けることとなります。

金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク(デフォルト・リスク)

債券発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 当ファンドでは、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(NDF)を利用する場合があります。直物為替先渡取引(NDF)の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

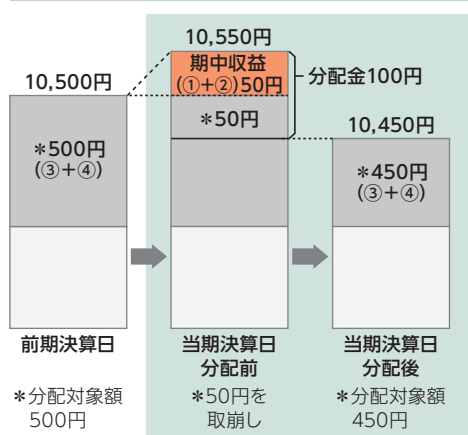


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

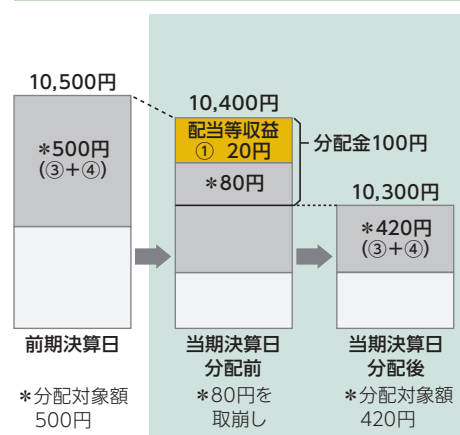
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



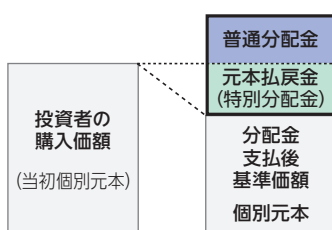
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

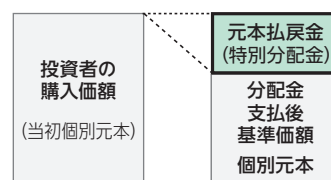
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

購入時手数料に関する留意事項

お客さまにご負担いただく購入時手数料の具体例は以下の通りです。販売会社によっては金額指定、口数指定どちらかのみのお取扱いになる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

【金額を指定して購入する場合】

購入金額に購入時手数料を加えた額が指定金額となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、100万円の中から購入時手数料(税込)をご負担いただきますので、100万円全額が当該ファンドの購入金額となるものではありません。

【口数を指定して購入する場合】

例えば、基準価額10,000円(1万口当たり)の時に100万口ご購入いただく場合、購入時手数料=(10,000円÷1万口)×100万口×手数料率(税込)となり、100万円と購入時手数料の合計額をお支払いいただくこととなります。

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(毎月決算型)

ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

お申込みメモ

購入時	購入単位 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。

換金時	換金単位 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	換金代金 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

申込について	申込不可日 シンガポールの銀行、シンガポール取引所、シドニーの銀行、シドニー先物取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
	申込締切時間 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
	換金制限 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。

その他	購入・換金申込受付の中止および取消し 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
-----	---

その他	信託期間 2024年1月5日まで(2009年1月16日設定)
	繰上償還 当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となる場合があります。

その他	決算日 毎月7日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配 毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。

その他	課税関係 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人投資者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。
	スイッチング 販売会社によっては、スイッチングを取扱う場合があります。 手続・手数料等、くわしくは販売会社にご確認ください。なお、換金時の譲渡益に対して課税されます。

ファンドの費用

◎お客さまが直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入価額に対して、 上限3.24%(税抜 3.00%) 販売会社が定めます。 くわしくは、販売会社にご確認ください。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% をかけた額

◎お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

保有期間中	運用管理費用(信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率1.62%(税抜 年率1.50%) をかけた額
	その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。 ・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。
※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034
(受付時間/営業日の9:00~17:00)
●ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三井住友信託銀行株式会社

販売会社(購入・換金の取扱い等)

販売会社は、上記の三菱UFJ国際投信の照会先でご確認いただけます。

本資料に関してご留意いただきたい事項

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した販売用資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。 ●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。 ●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。 ●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。 ●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。